

区立小・中学校の給食費の区独自負担軽減策について

物価高騰対策として学校設置者の立場で令和5年9月から実施してきた区立小・中学校等給食費の区独自負担軽減策について、今後は、国の負担と責任による無償化の実現要望を続けつつ、学校設置者として、子どもに直接効果が及ぶ給食支援を通じて教育に係る保護者負担を継続的に軽減することを目的に、令和6年度以降、学校給食費を不徴収とします。

1 背景・現状

(1) 国の動向

国は令和4年度から、物価高騰を踏まえた保護者負担軽減策として、小中学校等における学校給食費等の支援を「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」推奨事業メニューに組み入れ、各学校設置者に対し活用することを求めてきました。また、令和5年6月13日には「こども未来戦略方針」において、「学校給食費の無償化の実現に向け、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースで学校給食の実態調査を行い、1年以内にその結果を公表した上で、課題整理を行い、具体的方策を検討する」とするなど、従前の学校給食費保護者負担に対する姿勢を大きく変化させてきました。

(2) 区の取組

これまでも区は、国の負担と責任において学校給食費を無償化すべきとの主張のもと、全国市長会等を通じて、国に対し、学校給食費にかかる保護者負担の軽減等を要望しており、この姿勢は一貫して変わりません。

しかしながら、国が学校給食費に対する考え方の転換を示したこと、また、現下の物価高騰に対する保護者負担軽減の必要性を鑑み、区は、令和5年9月から令和6年3月までの間、学校設置者として区立小・中学校の学校給食費を保護者から徴収していません。

さらに、都立特別支援学校在籍児童・生徒についても、原則全ての児童・生徒が区立小・中学校に副籍を持っていることから区立小・中学校在籍児童に準じ、補助金による支援を令和5年9月から遡及して実施しています。

2 令和6年度以降の負担軽減策について

(1) 対応の必要性

国は、文部科学省令和6年度予算要求において「学校給食の改善に関する調査研究費用」を計上し、学校給食費無償化の実現に向け、課題整理の準備を始めています。

しかしながら、国が来年度の調査研究結果を踏まえ、具体的取組を検討の上、実施に至るのは、早くとも令和7年度以降となる可能性が高く、また、令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」においては、直近3年の具体的施策である「加速化プラン」の中に学校給食費無償化に関する取組を位置付けておらず、現時点では、学校給食費無償化について、国における具体策及び実施時期ともに不明確な状況となっています。

また、東京都は、令和5年第4回定例会知事所信表明の中で「国に対して子育て支援の充実強化を働きかけるとともに、都として先行して学校給食費の負担軽減に大胆に踏み出す」との方針を示し、港区を始めとした各区の学校給食費保護者負担ゼロの動向や特別区長会要望にも応え、都立学校の給食費無償化や区市町村への給食費補助など、一定の対応をとることを表明しました。

(2) 区独自負担軽減策の継続について

区が実施してきた学校給食費負担軽減策については、これまでの物価高騰対策としての意義に加え、国における子ども・子育て政策の拡充の方向性や東京都の動向も踏まえ、今後は、子ども・子育て支援策としても実施を継続していく意義が高まっています。

一方で、国及び東京都の動きは、現時点で学校給食費無償化の実現や財政支援に関する端緒とはなっているものの、具体的に無償化として区民への還元を待つまでには、なお時間を要するものと考えられます。

したがって区としては、設置者だからこそ物価高騰対策として速やかに実施できた区立小・中学校等給食費にかかる保護者負担軽減策について、今後は国の負担と責任による無償化の実施要望を続けつつ、少子化対策の転換期にある今、学校設置者として、子どもに直接効果が及ぶ給食支援を通じて教育に係る保護者の負担を継続的に軽減することを目的に、令和6年度以降、学校給食費を不徴収とします。

3 事業規模

(1) 区立小・中学校給食費不徴収

年間約 720,000 千円（学校給食費徴収想定額）

※当初歳入予算の要求はしていません。

(2) 学校給食代替者負担軽減

年間 2,096 千円

※都立特別支援学校の給食費の支援は、東京都が令和6年度、都の全額負担により無償化する方針を示したことを受け、実施しないこととします。

4 スケジュール（予定）

令和6年2月中旬～ 令和6年第1回港区議会定例会（当初予算案提出）

4月 「港区学校給食費等の徴収に関する規則」の改正、施行